国民健康保険だより

■国民健康保険税

平成15年度の国民健康保険税納税通知書を8月初めに送付します。この通知書は、40歳以上64歳までの方については、医療保険分と介護保険分をあわせたものとなっています。

▼医療保険分①所得割額→平成15年度課税標準額の4・8％②資産割額→平成15年度固定資産税額の13％③均等割額→被保険者一人につき1万8千5百円④平等割額→一世帯につき1千2百円※課税限度額53万円

▼介護保険分（40歳から64歳の方）①所得割額→平成15年度課税標準額の0・9％②資産割額→平成15年度固定資産税額の3・8％③均等割額→被保険者一人につき7千円④平等割額→一世帯につき1千2百円※課税限度額7万円

医療保険分と介護保険分のそれぞれ①から④の合計が年間の保険税で、年により金額が変動します。

納付期限は第1期9月1日、第2期9月30日、第3期10月31日、第4期12月1日、第5期平成16年1月5日、第6期3月1日です。

■介護保険料

介護を必要とする時に誰もが安心してサービスを利用できるよう、みんなで保険料を納めましょう。

保険料65歳以上の方は本人や家族の方の前年の所得に応じて5段階に区分され、年間の保険料額は左表のとおり個人ごとに決まります。

65歳以上の方の平成15年度の介護保険料

所得段階	対象者	計算方法	保険料
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.50	20,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.75	30,400円
第3段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	基準額×1.00	40,600円
第4段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	50,700円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.50	60,900円

納付8月初めに通知書を送付します。納入通知書で納める「普通徴収」と受給されている年金から天引きする「特別徴収」とがあります。

※平成14年度中に65歳になった方や福生市に転入された方で年金を受給されている方は、平成15年9月分までは普通徴収、10月分からは特別徴収となります。

納付時期普通徴収は国民健康保険税と同じく年6回、特別徴収は年金支給月（4・6・8・10・12・2月）です。

問合せ保険年金課保険係

保険税等の納付は便利な口座振替で

手続きがさらに簡単になりました

納税通知書にはがきでの口座振替依頼書を同封します。必要事項を記入し、郵便ポストへ投函していただくだけで手続きができます。

問合せ収納課収納係

高額な医療費は一部払い戻しされます

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分は高額療養費として払い戻しされます。自己負担限度額、計算方法は70歳未満の方と70歳以上の方で異なります。

また、同じ世帯で高額の自己負担が複数あった場合には、合算されます。該当する方には、はがきでお知らせします。（通常、医療機関にかかってから約3か月後ですが、それ以上かかることもあります。）自己負担限度額は住民税の課税状況によって変わります。

なお、著しく高額な医療費のため支払が困難な場合に限り、高額療養費資金貸付の制度がありますので、ご相談ください。

申請に必要なもの①はがき②認め印③医療機関の領収書

申請場所保険年金課保険係

休日納税窓口を開設します

仕事などの都合で、市税・国民健康保険税・介護保険料を市役所や金融機関等で納めることができない方、納め忘れていた方、納税相談を受けたい方のために開設します。もう一度納税通知書を確認のうえ、この機会に納めるようお願いします。

日時7月27日(日)午前9時～午後5時**場所**市役所1階ロビー

納期内納税にご協力を！

今月は固定資産税・都市計画税第2期の納期です。

口座振替を利用されている方へ

指定の預金口座から自動的に振り替えますので、残高不足にならないよう注意してください。

納め忘れはありませんか

市・都民税第1期（6月30日）

固定資産税・都市計画税第1期（6月2日）

軽自動車税全期（6月2日）

問合せ収納課収納係

国民年金だより

障害基礎年金を受けている方は7月31日までに「現況届」の提出を忘れずに！

この届けは、8月から平成16年7月までの1年間、年金が受けられるかどうかを決定する大切な手続きです。社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されていますので、必要事項を記入し、年金係へ提出してください。

対象20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けている方、障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

問合せ保険年金課年金係

老人医療受給者証をお持ちの方へ

8月からの負担割合を見直します

老人医療受給者証をお持ちの方は、医療機関で受診される際、前年所得の状況に応じ、かかった医療費の1割または2割の一部負担をしていただいています。

平成14年度の所得状況により負担割合を見直し、8月1日から新しい負担割合を適用します。負担割合が変わった方には、新しい負担割合の老人医療受給者証を7月の末までに郵送します。古い負担割合の老人医療受給者証は同封の返信用封筒に入れ必ず返送してください。

※今回判定した結果、2割負担となった方でも同じ世帯におられる高齢者の方の平成14年の収入の合計額が次の額に満たない場合は郵送しました「基準収入額適用申請書」で申請すると1割負担となります。

・同じ世帯に70歳以上の高齢者が2人以上いる場合は収入の合計額→637万円未満

・世帯に70歳以上の高齢者が1人の場合は収入額→450万円未満

入院時の負担減額制度

老人医療受給者証をお持ちで市民税非課税世帯（世帯の全員が市民税非課税）に属する方は入院の際、市役所の窓口に申請すると老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。これを医療機関の窓口に提示すると、入院したときに窓口で支払う一部負担金と入院時の食事代が減額されます。入院する前に手続きをしてください。※有効期限は毎年8月1日から1年間です。現在お持ちの方も7月31日で認定が切れますので該当すると思われる方は申請をしてください。

申請に必要なもの老人医療受給者証、保険証、印鑑

問合せ介護福祉課高齢福祉係

児童館であそぼう7月（その2）

田園児童館　☎552・3133

◆よちよちすくすくひろば22日(火)・8月5日(火)午前10時～正午対象0、1歳の幼児と保護者※22日は7月生まれのお誕生会です。

◆おはなしのひろば人形劇「あかずきん」ほか23日(水)午前10時30分～11時対象幼児以上（幼児は保護者同伴）

◆野外映画会「モンスターズ・インク」28(月)午後7時～8時45分対象幼児以上（幼児は保護者同伴）※入場無料※雨天時は館内

◆今日はみんなでクッキング

8月1日(金)対象小学3年生以上が半数の5人までの6グループ＜申込み:23日午後4時～＞※時間は相談、材料は持参

◆夏休み超スーパースペシャル～野外料理をしよう～8月6日(水)午前10時30分～午後3時対象小学生30人＜申込み:28日午後4時～4時30分＞集合・解散多摩川中央公園※雨天時は児童館持ち物皿・スプーン他※材料費150円

武蔵野台児童館　☎553・8822

◆こどもえいがかんお誕生日記念映画会「スパイキッズ2」

8月1日(金)①午前10時～11時45分②午後2時～3時45分

対象幼児以上（幼児は保護者同伴）定員各回先着150人※入場無料

◆スポーツランド「のぼりづな」8月2日(土)午前10時30分～11時45分対象小学生以上持ち物うわばき

熊川児童館　☎539・1515

◆くまがわじどうかん「こども夏まつり」

子どもたちが準備したお店やさん、ゲームやさんなどにご家族でどうぞ！

日時23日(水)午後1時からスーパーフェスティバル・みこしパレード、パレード終了後から午後4時ごろまでお店やさん、手作りコーナー、ゲームなど（売り切れ次第終了）※当日は金券で遊びますので、150円程度のお金が必要です。（子どものみ購入可）持ち物買い物袋※雨天決行です。午前中は準備のため児童館では遊べません。

◆おはなしのひろば「つづき絵で話す『ほしい』」29日(火)午前10時30分～11時対象幼児以上